## DVによる離婚をめぐって

北仲 千里 NPO法人 全国女性シェルターネット



# 1. ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence, DV)とは

• 「ドメスティック・バイオレンスDomestic Violence (DV) 」とは、<u>夫婦や恋人など、親密な関係にある人(あった人)</u>から脅迫、侮辱、非難、抑圧、殴るなどさまざまな方法で自由を奪われ、人間としての尊厳を否定され、支配されることをいう。

\*Intimate Partner Violence (IPV) や

Domestic Violence & Abuse(DVA)もほぼ同義語

#### **DVは 男性→女性 なのか?**

• そんなことはありません。「DV」という概念自体は、性別を問わずあては められる

• しかし、加害者の圧倒的多くが、男性なのです。

•「DV」は「女性問題」ではなく、「男性問題」 男性をDV加害者に育ててしまうこの社会の病気 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 1993年 など

「女性に対する暴力(Violence Against Women)」

「ジェンダーに基づく暴力(Gender-based violence)」 という問題設定

周縁的・逸脱的事例なのではなく、本当にたくさんの女性 が人生を狂わされている

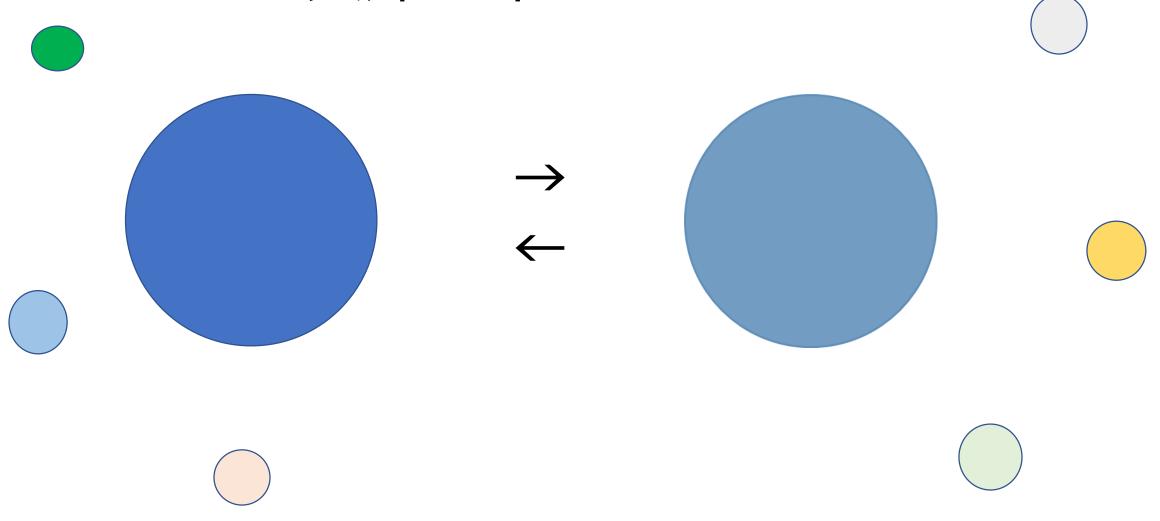
## 2. DVとは実際どんなものか

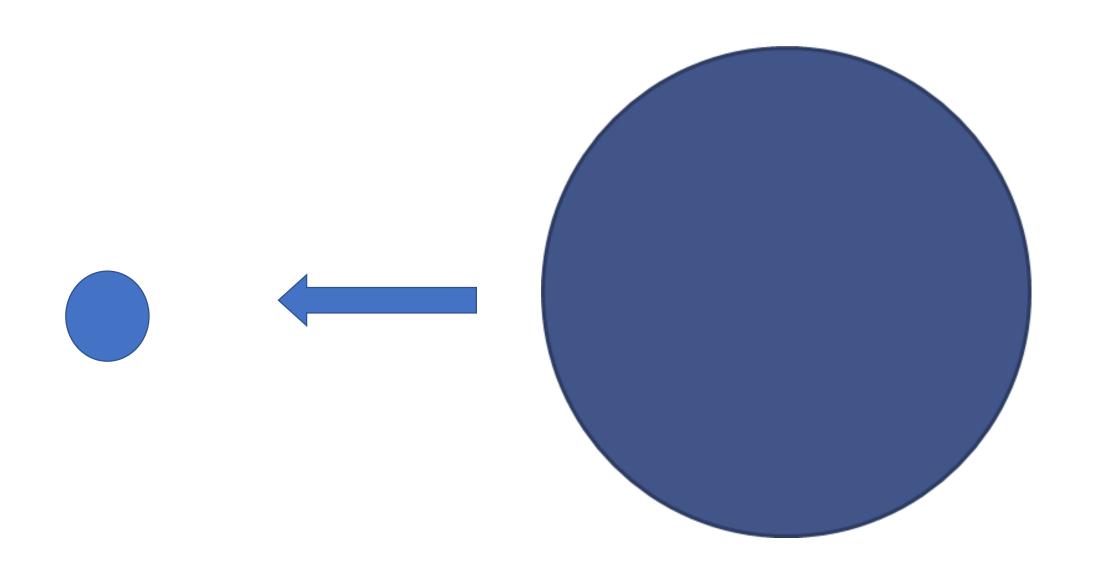
本質は、支配とコントロール

様々な方法を使って、相手を自分のペットか奴隷のように虐待し、相手の気力や自己決定を奪っていく。

身体的暴力 行動の監視・コントロール・束縛 精神的ないじめ 経済的な搾取 性的な暴力 子ども

# ふつうの夫婦喧嘩とはどうちがう?





レジリエンス 中島幸子さんの講演より

#### DVの支配とコントロール

#### ・身体的暴力

(殴る、蹴る、壁にものをぶつける、熱湯をかける、首を絞める)

• 行動の監視・コントロール・束縛(しょっちゅうLINE・携帯などで行動を報告させる、誰と会ってもいいか許可したりする、外出を制限する、 着る服も命令する、すぐ浮気を疑う)

#### ・精神的ないじめ (モラル・ハラスメント)

ひどい言葉で相手をバカにする、車から突然降りろと言って置いていく、 怒鳴る、相手の話をいつも無視する、ストレスのやつあたりをする、説教 が止まらない

## DVの支配とコントロール

#### ・経済的な搾取

家族なのに生活費をくれない、収入や貯金がいくらあるか教えない、借金をさせる、携帯代は全部払わせる、高いプレゼントを要求する

#### ・性的な暴力

避妊に協力しない、相手の意思を大事にせずに無理やりなセックスをする、妊娠しているのに大切にしない

# 「なぜ別れないの」と世間の人は<br/>思いがちだが

- 「逃げられるはずがない」という心理にはまりこんでいる
- 自分よりも、相手のことを心配したりしている
- 個人的なことであり、他人には話せないこと
- 生活のこと、子どものことなどが気がかり

## 被害経験者の証言

内閣府「配偶者等からの暴力に関する事例調査」2002年より

- ・もし家を出たら、相手が追いかけてきて私はきっと殺される 52人
- 誰も助けてくれる人はいない 51人
- ・裁判や警察などは自分を助けてくれない 49人
- 暴力をふるわれていることを誰にも知られたくない 48人
- ・私ひとり、または子どもと自分だけで生きていくことができるか不安 47人
- 今はひどいが何とか状況をよくすることができる 47人
- 家族は一緒にいるべきである 46人

## DV加害者のプロファイルや認識

• DV加害者は、特定の<u>年齢や社会的地位</u>にだけ存在するものではない。

- ・独占欲・支配欲
- DV加害者は、親密な相手(=自分のもの)にだけは、残虐な態度をとる

(してもよいと思っている)

## DV**加害者**の思考や行動

愛情と独占欲の混同。

→ 別れ話に逆上 「裏切られた」

相手へのコントロールを取り戻したい(元のさやに戻って何も問題が無かったことにしたい)

急に優しくなったり、戻ってきてくれと懇願する どこまでも追いかけ探し出そうとする

→ それが無理なら、より激しい暴力、 その果てには"別れ話のもつれ"殺人

#### 3. DV被害者の支援

相談・気持ちの整理・意思決定の援助

避難・安全の確保 (緊急シェルター)(保護命令申請)

新しい住宅へ転居(住所を移さない、又は住所を秘匿) 仕事探し・就労 回復・治療 この過程でむしろ子どもの心の問題も生じる

これらが一旦落ち着いてから、離婚の手続など (家裁の調停、弁護士相談、裁判など)

## 4. DVと離婚

(1) DV家庭と養育費について

母子家庭は貧困 年間平均所得 306万、270万 (厚労省 「国民生活基礎調査」)

DV被害を受けて避難した母子は、 その中でも最も厳しい貧困に苦しんでいる。

- ①養育費等を夫から受け取れないことが多い。
- ・逃げることを優先 接触したくない
- 加害者である夫の方も、払わない。「養育費を払うなら、居場所を明かせ、子どもに会わせろ」

バーター

- もともと対等に話し合える関係に無く、いくら収入や貯金があるかわからない。
- ②安定した十分な収入を得て暮らしていくのが難しい。 精神的な回復支援、治療が必要で、すぐには働けない。

### 養育費等について 望むこと

• 国や自治体が養育費を確実に支払わせる仕組みを

•額の取り決めを第三者(裁判所等)が援助すべき

• 居場所の開示や子の面会と、バーターにしない

## (2) DVケースの範囲を「例外」扱いすべきでない

離婚するカップルの関係性のイメージ

現在でも取り決められる 人たちには制度は不要

表面化して いるDV	隠れDV	対立・葛藤	協力・話し合 いができる 【2割?】
---------------	------	-------	--------------------------

#### (1) DV被害者にとって、 面会交流 = 「DV/虐待行為」が続くこと

・現在も「原則実施」で非常に苦しんでいる。

• DVと主張しても(DVと認められても)、面会交流は実施するように裁判所、弁護士などから言われている。

・離婚成立や養育費とバーターにされている。

→ アンケートなどからの生の声(資料1)

## (2)子どもにとっての悪影響

同居中も、避難後も子どもたちは調子が悪くなり、苦しんでいる

(回復支援の施策がない)

人の顔色をうかがうようになった

暴力的になった

急に甘えるようになったり、赤ちゃんがえりをした おねしょ

以前に比べて元気がなくなり、口数が減った

わがままを言わなくなるなど、遠慮するようになった

ひきこもり (養育費を払わない)お父さんは、自分のことなんかどうでもいいの?

◆子どもの状況や意思から判断することが重要。 (柔軟に判断し、またその後も変更していく)

離婚の「子どもへの影響」をどのように把握し、何を根拠に「面会可」など、判断していくのか 論点整理と根拠について議論されるべき。

#### ありがとうございました。

付属資料1,2もお読みください(事例および支援者や当事者の声)



NPO法人全国女性シェルターネット

https://nwsnet.or.jp/ja/